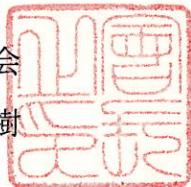


令和3年9月15日

綾瀬市長 古 塩 政 由 殿

綾瀬市個人情報保護審査会
会長 永山茂樹



綾瀬市民文化センター防災トイレ防犯カメラの運用事務に係る本人以外
の者からの収集及び本人通知の省略について（答申）

令和3年7月30日付けで諮詢のあった綾瀬市個人情報保護条例第9条第3項第5号及び同条第4項ただし書の規定に基づく本人以外からの収集及び本人通知の省略について、次のとおり答申する。

1 審査会の結論

綾瀬市個人情報保護条例第9条第3項第5号及び同条第4項ただし書の規定に基づく諮詢事案の内容については、適當なものと認める。

2 諒問する根拠

実施機関は、綾瀬市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、個人情報を収集するときは原則として本人から収集しなければならない。ただし、同項第5号にその例外として本人以外から個人情報を収集することが認められることを定める規定があり、本件事案が、本人以外から個人情報を収集することについて適當であるかについて審査会に諮詢されたものである。また、本件事案が、同条第4項ただし書の規定により本人以外から個人情報の収集を行った際の本人への通知を省略することについて適當であるかについて、併せて審査会に諮詢されたものである。

3 実施機関の主張（本人以外から個人情報を収集する理由及び必要性並びに本人通知を省略する理由）

綾瀬市民文化センター防災トイレ施設利用者の安全を確保し、施設の保全を図る

手段として、防犯カメラを設置し、利用者等を撮影するものである。

防犯カメラにより撮影される画像情報は、その性質上、記録される個人情報を本人から収集し、かつ、撮影される全ての者から同意を得て収集することは困難であることから、本人以外から個人情報を収集するものである。

また、撮影される者は大量であり、これらの者の連絡先等を個別に把握することは困難であり、かつ、撮影による個人情報の収集について本人が通知を受けても選択する余地がないことから、本人への通知も省略したい。

4 審査会の判断

本件諮詢事案は、実施機関が主張するとおり、犯罪の抑止効果及び施設の保全が期待できる正当な目的のためのものであることが認められる。

本件における個人情報である画像情報は、実施機関が主張するように、その性質上撮影される者本人から収集することは困難である。また、その取扱いについても、撮影した画像情報は7日以内に上書きされ更新されること、外部への提供を綾瀬市個人情報保護条例で認める場合に限定していること、画像を取り扱うことができる者の数を最小限としていること等の配慮をしており、撮影される者の権利利益を不当に侵害するおそれがないことを確認したので、本件において個人情報を本人以外から収集することについては適当なものであると認められる。

また、撮影される者が大量であり、かつ、撮影されることについて通知を受けたとしても本人に選択する余地がない状況であるため、本人への通知を省略することも適当であると認められる。

以上のことから、審査会として1の結論に至ったものである。